

公 示

指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社ビーエムホールディングス)	… 2
指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社ビッグモーター)	… 4
自動車特定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社ビッグアセット)	… 6
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案	… 8
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	… 10

公 示

行政手続法（平成5年法律88号）第13条及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第103条に基づく聴聞を下記のとおり実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称

株式会社ビーエムホールディングス

3. 聴聞の期日及び時間

令和5年10月20日（金） 9時20分

4. 聴聞の場所

関東運輸局 ヒアリングルームAB
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

5. 聴聞に係る事業場名及び想定される処分内容

別紙による

令和5年10月13日

関東運輸局長

勝山 潔

事業場の名称	想定される処分内容
ビッグモーター酒々井店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止 55日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令 1名

事業場の名称	想定される処分内容
ビッグモーター 石岡店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止 15日

事業場の名称	想定される処分内容
ビッグモーターつくば店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止 40日 (2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び 限定保安基準適合証の交付停止命令 70日 (3) 自動車検査員の解任命令 1名

事業場の名称	想定される処分内容
ビッグモーター 栃木店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止 15日

事業場の名称	想定される処分内容
ビッグモーター 前橋店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止 10日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し

公 示

行政手続法（平成5年法律88号）第13条及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第103条に基づく聴聞を下記のとおり実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称
株式会社ビッグモーター
3. 聴聞の期日及び時間
令和5年10月20日（金）13時40分
4. 聴聞の場所
関東運輸局 ヒアリングルームAB
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階
5. 聴聞に係る事業場名及び想定される処分内容
別紙による

令和5年10月13日

関東運輸局長
勝山 潔

事業場の名称	想定される処分内容
株式会社ビッグモーター 浦和美園店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止75日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名

事業場の名称	想定される処分内容
株式会社ビッグモーター 熊谷店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止90日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名

事業場の名称	想定される処分内容
株式会社ビッグモーター ひたちなか店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止15日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名

事業場の名称	想定される処分内容
株式会社ビッグモーター 甲府店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止40日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名

公 示

行政手続法（平成5年法律88号）第13条及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第103条に基づく聴聞を下記のとおり実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第93条の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称
株式会社ビッグアセット
3. 聴聞の期日及び時間
令和5年10月20日（金）16時20分
4. 聴聞の場所
関東運輸局 ヒアリングルームAB
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階
5. 聴聞に係る事業場名及び想定される処分内容
別紙による

令和5年10月13日

関東運輸局長
勝山 潔

事業場の名称	想定される処分内容
株式会社ビッグアセット	(1) 自動車特定整備事業の事業停止60日

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 事案の件名及びその番号
 - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
 - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和5年10月19日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要（1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要）

22B26号 小田原地区 法人タクシー事業者 13者

1. 令和5年7月11日～令和5年10月10日
2. 小田原地区
3. 運賃改定要請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 要請期間 令和5年7月11日～令和5年10月10日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況(令和5年10月10日時点)

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	13 者	10 両	5 両	456 両	471 両

地区全体の 車両数(B)
473 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
99.58 %

3. 要請における所要増収率 19.5%～30.4%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通	1	0.853 km	500 円	210 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,650 円	30 分	4,650 円
	2	1.0 km	600 円	220 m	100 円	70 秒	100 円	30 分	5,000 円	30 分	5,000 円
	3	1.01 km	600 円	207 m	100 円	70 秒	100 円	30 分	4,700 円	30 分	4,700 円
	4	1.051 km	600 円	216 ～223 m	100 円	70 ～80 秒	100 円	30 分	4,400 ～4,500 円	30 分	4,400 ～4,500 円
	5	1.095 km	600 円	219 m	100 円	70 秒	100 円	30 分	4,400 円	30 分	4,400 円
	6	1.1 km	600 円	200 ～223 m	100 円	70 ～95 秒	100 円	30 分	3,990 ～4,500 円	30 分	3,990 ～4,500 円
	7	1.115 km	600 円	224 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,340 円	30 分	4,340 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.8 km	780 円	243 m	90 円	90 秒	90 円	30 分	3,630 円	30 分	3,630 円

5. 現行運賃改定

平成29年3月15日公示(平成29年4月17日実施)

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年10月19日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B27号 東宝タクシー 株式会社

1. 令和5年6月27日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(タクシー)変更認可申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

(1)新たに「妊産婦割引」を追加する。

(2)(1)の適用方法は以下による。

ア 割引の対象者は、母子保健法に基づく妊産婦とし、母子健康手帳の提示があったときに適用する。ただし、産後は、同法に基づく乳児と乗車する場合であって、かつ、母子健康手帳の提示があったときに適用する。

イ 割引対象運賃は、妊産婦自身が乗車した区間の運賃とする。

ウ 運賃額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は時間制運賃算出額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

(3)障害者割引と妊産婦割引は重複して適用しない。

その他運賃及び料金、割増、割引及び適用方法については、現認可内容とする。